

平成22年度 第5回税制調査会議事録

日 時：平成22年10月28日（木）17時00分～

場 所：合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

○鈴木総務副大臣

それでは、ただいまから「税制調査会」を開催いたします。本日は、地方団体との意見交換を行い、その後、各府省からのヒアリングの続きをさせていただきたいと思います。

まず、片山会長代行からごあいさつをいただきたいと思います。大臣、よろしく申し上げます。

○片山総務大臣

会長代行を務めております、片山です。今日は、自治体の皆さん方、お忙しいところをお出ましいたきまして、ありがとうございます。この税制調査会の今シーズンの第1回目に私から、これからの地方税制に関して地域主権改革型の地方税制というものを念頭に置いていただきたいということを、税調のメンバーの皆さんにお願いしました。それは、例えば具体的に言いますと、事細かいことまですべて地方税制で決めてしまう、これまでそういうやり方が多いんですけれども、例えば特例などについて細かいことまで決めてしまうというのは、少なくとも地域主権型ではないと私は思うものですから、そういう特例などは必要であれば自治体の方で決めていくことにシフトしていかなければいけないという考えがあるものですから、そういうことへの配慮といいますか、そういうことを念頭に置いていただきたいということをメンバーの皆さんにお願いをしました。

今日、そういう意味で言いますと、自治体の代表の皆さんが地域主権改革ということも念頭に置いて、税制というのはどうあるべきかというお話も聞かせていただければ幸いです。

もう一つは、地域主権型税制というときには、課税自主権というものが当然、今でもありますし、これから恐らく拡大していくことになると思いますけれども、そうなりますと自治体の皆さん方も、例えば税率でありますとか、いろんなことは自身のところで解決していく姿勢が必要だろうと思います。あれもこれも全部国にということではなくて、財政運営の根幹を成す税制について、自らのところである程度の裁量の範囲の中で処理していく姿勢が求められるのではないかと思います。

そういう2つの意味で改革型の税制というものを、1つの基軸にして、この税制の中でこれからの議論が行われていくことを期待しておりますので、そういうことも念頭に置きながら今日は闊達な御意見を聞かせていただければと思います。

ありがとうございます。

○鈴木総務副大臣

ありがとうございました。

(カメラ退室)

○鈴木総務副大臣

それでは、地方団体との意見交換に移りますが、私の方から御紹介いたします。本日は、全国知事会の地方税制小委員会委員長の石井富山県知事さん、全国市長会会長の森新潟県長岡市長さん、全国町村会副会長の古木山口県和木町長さん、大変お忙しいところをお越しいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、お三方順番にお話をいただき、その後自由討議を行いたいと思います。

まず、全国知事会地方税制小委員会委員長の石井富山県知事、お願いいたします。

○石井全国知事会地方税制小委員会委員長（富山県知事）

富山県知事の石井でございます。知事会の税制の委員長ということになっておりますので、私から説明させていただきます。

最初に、こうした機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。お手元に「平成23年度税制改正等に関する提案(全国知事会)」という横長の資料があると思いますので、それを順次見ていただきながらお話を聞いていただきたいと思います。

1 ページ、まず地方消費税の引上げを含む地方税改革の早期実現をお願いしたいというところであります。財政健全化は、極めて重要な課題ですけれども、まずは経済成長戦略を着実に実行していただく。その上で、納税者の理解もいただき、所得・消費・資産のバランスのとれた、国と地方を通ずる税制の抜本改革を推進すべきだと考えております。

特に今後、高齢化の進展等に伴いまして、毎年7,000～8,000億程度の増加が見込まれる社会保障でありますとか、住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくために、徹底した行革をやるのは当然だと思いますけれども、税制抜本改革の際に併せて地方消費税の引上げをお願いしたいと思っております。

2 ページ、現状でも地方財政は大変危機的な状況にございまして、平成22年度、地方交付税を1.1兆円増額していただいたので、ある意味では何とか一息つかせていただいたのですが、23年度以降を見ますと、まず22年度、交付税で別枠加算を約1兆円ぐらいしていただいておりますが、これは単年度措置ということになっておりますので、そうしたことを前提にして地方一般財源を今後3年間同額確保できたとして、23年度には都道府県が財政的にこのままだと破綻する。また、24年度には市町村も含めて破綻する。

上の表は、御承知のとおり内閣府試算の慎重シナリオに沿った経済成長率が前提でございます。

その下の「ケース2」とあるのは、成長戦略シナリオの場合ですけれども、それぞれ破綻の時期は同じような見通しになっております。

3 ページ、社会保障関係費に関する地方負担でございます。これは政府の方でお出しされている今後の見直しでございますが、国の方も医療とか年金とか介護とか全体で、毎年1.2～1.3兆円ほど国庫負担が増えていくという見通しを示されておりますけれども、地方の負担の方も、医療や介護に関わる補助裏的なものと、それから、法令に義務づけがありますけれども、国庫補助は出ていないという部分。それらも含めまして、毎年7,000～8,000億ぐらい

の地方負担が増えていくことになっております。大体、国と地方が3対2で社会保障関係経費が増えていくということでございます。

4ページ、地方消費税につきましては、どうしても地方税充実という場合に一つの泣きどころは、特に法人関係税のように、格差が非常に大きい税目があるということでありまして。その中で見ますと、地方消費税は比較的税が集まりがちな東京都と他と比べても、格差が比較的少ない税だということでございます。

もう一つは、5ページ、ひところ地方は、まじめに行革もやらないで国にお願いばかりしているというイメージがございましたけれども、この10年を見ていただきますと、国の方は定数削減が約4万人で、比率で言うと3.5%、年額にすると約3,500億円の定数削減効果と見られると思います。それに対して地方の方はこの10年、約35万人、率にしますとマイナス10.9%でありまして、年額約4兆円の行革をやってきている。こういう努力もしているということを是非御理解賜りまして、まず当面は経済成長ということだと思っておりますけれども、税制抜本改革の際には地方消費税をよろしくお願ひしたいということでございます。

6ページ、環境税制関係ですけれども、これは昨年12月22日に、政府としておまとめいただきました22年度税制改正大綱に沿った考え方になっております。

まず1つは、地方環境税（仮称）の創設ということでありまして、現行の軽油引取税の当分の間税率部分について、地方環境税として課税をさせていただきたい。これは、温暖化効果ガスを削減しようとするすると、やはり環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的だということと、もう一つは、軽油は財源が大都市に偏在しない税目でございますので、よろしくお願ひしたいということでございます。

2つ目は、地球温暖化対策税、これは環境省さんと、最近では経済産業省さんと共同でやってらっしゃると伺っておりますけれども、地球温暖化対策税のうち、石油石炭税と併せて徴収される部分につきましては、その一定割合を地方税源化させていただきたいということがあります。地方税源化というのは、例えばこれまでで言うと地方道路税のようなものもございまして、そうしたことも含めて御検討いただけないか。できれば、私どもこの一定割合というのは、後ほど申し上げる理由で、半分ぐらいか、またはそれ以上ということでお願ひしたいと思っております。

3つ目は、現行の地方揮発油譲与税の総額の確保でございます。

その下に、環境自動車税もありますが、これは後ほど申し上げます。

今、申し上げた1～3番目は、政府の税制改正大綱にも位置づけていただいておりますし、隣の7ページを御覧いただきますと、地方環境税は軽油引取税の当分の間税率の部分でございます。また、地球温暖化対策税の一定割合を地方税源化させていただきたいというのは、②の部分でございます。それから、揮発油税については、③の部分でございます。

なお、地球温暖化対策税の議論が出てきたので、何か地方側が急に軽油引取税について当分の間税率を、何とか地方環境税にしてほしいと言ひ出したと誤解されている方がいらっしゃるのでは、念のために申し上げますと、この問題については是非暫定税率を廃止するという新

政権の御方針があつて、このままだと 8,100 億円の地方税収がなくなる、大変なことになるということで、昨年の 10 月 5 日に知事会として方針を決めて、こうした提案を、軽油引取税の暫定税率が廃止されるなら是非これを実現してほしいと申し上げた後、地球温暖化対策税等の動きになってきたわけで、是非御理解を賜りたいと思います。

8 ページ、これは主要税目ごとに都道府県別の一人当たりの税収額の指数を示したものでありますが、先ほど来申し上げておりますように、地方消費税の格差は非常に少ない。もう一つは、軽油引取税などは、むしろ東京都の一人当たり税収が少ない。割合珍しいというか、貴重な税目だということでございます。

9 ページ、主要税目の税収の推移を見たわけでございまして、地方消費税、軽油引取税とも、余り景気に変動されない安定的な税収で、そういう面では地方税になじむと私どもは考えております。

10 ページ、それでは、地球温暖化対策というけれども、一体地方はどのぐらい歳出をしているのかということだと思います。これは、総務省の方でお調べいただいたわけですが、国の方は環境省などの調査ですと 1 兆 1,000 億ほど温暖化対策の仕事をされているようでありますけれども、都道府県、市町村を合わせますと、総務省調査で 1 兆 6,400 億となっております。ちなみに、私ども富山県は、人口 1% の県ですが、割合温暖化対策を熱心にやっております、富山県で言うこの数字が 227 億ほどになります。

11 ページ、温暖化効果ガスを 25%削減するための追加投資とありますけれども、これは今年の 3 月に環境大臣の方で中長期ロードマップとして示されたものでございます。これによりますと、温室効果ガス 25%削減を 2020 年までにやるために、約 100 兆円のお金、歳出が必要ということでございますが、実は私どももいろいろお聞きしたのですが、今の段階ではまだ、どなたが、どのような負担でこの政策を実施するかということが、必ずしも明確になっていないようにお見受けするのですけれども、あるいは規制強化ということをかなり強く考えていらっしゃるのかもしれませんが、私ども地方で実際に行政をやっている感覚からいいますと、右側の「自治体の対応」というところを見ていただいてもそうですが、例えば住宅で追加投資をやる場合も、住宅用の太陽光発電の設置補助ですとか、高効率給湯器の導入補助ですとか。以下、例えば中小企業の場合であれば、省エネ機器設備の導入補助ですとか、公共施設への LED 照明の導入補助、あるいは自動車でも、省エネ型バスの導入補助、エコドライブの推進、こういったことは、ある程度中小企業とか一人ひとりの家庭ですから、ものによっては地方団体が補助金政策とかいろんなことを取らないと、とても進まない、特に温暖化効果ガス 25%削減というのは必要なことかもしれませんが、大変高いハードルだと思つていまして、是非地方団体、相当大きな役割を担わなければいけないと思いますので、財源の面でも御配慮賜りたいということです。

12 ページ、これは地方もおねだりするばかりではなくて、現に超過課税で森林環境税というものをとったり、あるいは法定外目的税というものを徴収したりして、懸命に温暖化対策、環境対策をやっております。

富山県でも、例えば水と緑の森づくり税というものを5年近く実施しているわけでございます。

13 ページ、これは環境自動車税（仮称）の創設ということで、昨年の政府の税制改正大綱でも一応位置づけてあるように私どもは受け取っているのですが、地方税の自動車税、国税の自動車重量税、これは税の簡素化、あるいは地球温暖化対策の視点からセットで一般化して環境自動車税にする。まだ仮称ですけれども、環境損傷負担金的性格と財産税的性格を有する地方税にされる。これは総務大臣のお考えでありますけれども、私どもとしては大変ありがたいことと考えておりますので、実現をお願いしたいと思います。

14 ページ、地方の法人課税の堅持ということで、経済産業省の方で今、法人税率の5%引下げとか、あるいは中小法人軽減税率の7%引下げということを御検討のように伺っておりますけれども、そういったしますと、ここにありますように、勿論、国税も減収になるのですが、地方税は両方合わせますと約2,000億、地方交付税への跳ね返りを入れますと別途4,000億近く、両方足すと6,000億近い影響が出ますので、地域主権改革ということも言っているから、地方税の減収はできるだけ地方税の充実で、交付税の減収は法定率の引上げを含めて、地方税財源の確保をお願いしたいと思います。

15 ページ、このようにいろいろお願いしておりますが、偏在性の少ない地方税体系を何とか構築したいと思っておりますけれども、しかし、それでも格差の少ない地方消費税でも東京都と少ない県では1.8倍ぐらいの差があるわけでございますので、やはり地方交付税の役割は大切だと考えております。冒頭申し上げましたように、今後の社会保障費の自然増が毎年1.3兆円あるとして、地方は大体7,000~8,000億という計算になるのですけれども、今年度の概算要求で幸い、この7,000億については確保するという事で概算要求に乗せていただいておりますが、今後の予算編成についてもこの概算要求の考え方を貫徹していただきたいと思っております。

最後に16 ページ、この地方交付税の概算要求については、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保も含めて一般財源総額について実質的に22年度の水準を下回らないようにやるということで要求していただいておりますので、この点については大変ありがたい。是非実現していただきたい。

最後になりますけれども、冒頭、片山大臣から、税制の特例等については、なるべく地方の裁量を認める方向で考えるべきではないかということで、各省、各大臣にもお話されているということで、これはまさに新政権がお考えの地域主権型国づくりにかなう方向だと思いますので、この点については是非そういう方向でお考えいただきたいと思っておりますし、また、私どもとしてもしっかりと取り組まなければいけないと思っております。

以上、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○鈴木総務副大臣

ありがとうございました。

続いて、全国市長会会長の森新潟県長岡市長さんからお伺いしたいと思います。

○森全国市長会会長（新潟県長岡市長）

長岡市長でございます。まず、民主党政権になりまして、地域主権ということを全面的に掲げていただいて、特に基礎自治体の重視という言葉が入ったことに、私どもは大いに期待をしております。したがって、まず冒頭申し上げたいのは、従来あった国と地方との関係を上下の関係ではなくて、そういう霞が関的思考形態を改革していただけるのではないかと期待感を持って、私ども 809 の会員がおりますが、見ておるということでございます。

そのことで、特に申し上げたいのは、国の政策、都道府県の政策、市町村の政策とありますが、国民から見ればどの政策でもいいわけです。そのところが私が一番申し上げたいことです。例えば子育て支援策も、国の方で子ども手当をお考えになるのは、この理念は結構でございますけれども、地方の方は独自の必要性から、常に若い母親とかに接している必要性から、従来からずっといろんな政策を工夫してきているわけです。ですから、その地方の政策と国の政策をドッキングさせて、調和させたときに、国も助かる部分があると思っています。具体的に申し上げますと、長岡市の平成 21 年度の当初予算ですが、子育て関連経費 120 億円の内訳のうち、国は 22 億円、都道府県は 16 億円、長岡市は 60 億円出したんです。それから、市民負担が 22 億円。この 60 億を従来の従属的關係から見ますと、地方はプライマリーバランスがいいから勝手なことをやっているというような思考形態が霞が関に現実にあるわけです。

例えば子ども医療費助成事業などは、長岡市が 4.8 億円、新潟県が 2.6 億円、国は 1 銭もありません。これは地方から始まった事業で、言わば地方が勝手にやった事業だという位置づけになっています。国民健康保険の方でペナルティーがあるぐらいの事業なんです。けれども、この 4.8 億円はまるまる一般財源ですから、何で子ども手当の制度設計のときに同じような趣旨の子ども医療費助成事業費とセットにして、それをスクラップしながらやれなかったのか。それをやっていただければ、負担の問題も解決していた可能性があると思っています。もっと言えば、地方がそれだけやってくれているのだから、国はここでいいではないかという理屈がどうして成り立たないのかということを考えています。

ですから、今でもマニフェストの問題があって、2万 6,000 円をどうするかという議論がありますが、1万円分は気がついて見たら地方がやってくれたと。要らないではないかと。これは言えないでしょうけれども、そういう理屈がある。そのコペルニクスの轉換のことを私は申し上げているわけです。

私は、財務省に非常にある種の共感を覚えていまして、霞が関というところは、税を徴収する責任は財務省しかないのですね。あとの省庁はみんな使う役所ですから。長岡市は違いますよ、長岡市は税金も集めるし使うんです。だから、入りを図って出るを制すというのは地方にとっては当たり前のことなんです。ところが、霞が関体質というのは、ここにいらっしゃるところで申し訳ないですけども、ほとんど徴税の努力をされないで使うばかりなんです。それは主税局長さんに同情します。

私どもは、市町村からすると固定資産税の徴収は大変難しい徴収なので、そういうことで

申し上げているんです。だから、その総合力が霞が関に欠けているわけです。そこを直さない限りはだめなんです。私は、片山さんだからもう言いたいことを言いますけれども、総務省と財務省が合併して、国というのは狭い意味での国ではないんだと。狭い意味での国家財政ではないんだと。地方も含めたのが国家の財政なんですから、プライマリーバランスを国と地方で合わせるといふ議論もありましたけれども、そういう感覚は民主党でなければできない。財務省さんは、国の財政を預かる役所だけれども、国というのはいっと広い意味で、地方も含めた財政のことを考える役所に、徴税の苦勞を知っているだけにバージョンアップしていただけないかということが、今日、私が一番申し上げたいことです。

そのことで言えば、地方が単独でいろんなことをやっていることを、むしろ評価して、活用していただきたい。そうすれば、国は楽になります。特に福祉行政は楽になります。そのことを申し上げに今日はまいりました。

とにかく私どもは、勝手なことをやっているわけではないです。住民の苦情やクレーム、要望を直に受けていますから、必要に迫られてやっているわけです。先ほど言いました医療費助成事業費もそうですけれども、例えば長岡市は児童館の管理・運営費に1.4億円もかかっています。これについては全く国にお世話になっていません。そのほか、公立・私立保育所施設整備費、これは交付税の対象になっているかもしれませんが、そういうことを、先ほどの繰り返しになりますが、子育て関連事業費は国が22億、都道府県が16億、都道府県の悪口を言っているわけではありませんけれども、長岡市が60億、これが現実なんです。それだけななしの金でいろんな政策、給食費をただにしたり、子育て相談施設をつくったり、いろんなことをやってきたわけです。そういうことを努力してやっているときに、突然、何十億子ども手当で負担しろと国が来たわけです。これは、市長としては了承できないということを申し上げてきたわけです。でも、これは子ども手当を事例にして申し上げていますが、本当に皆さんが大きな立場で地方も含めて自分たちの管轄なんだと思っただけで変わるんだろうと。私はこれが言いたかったんです。

具体的なことは石井知事さんが完璧におっしゃったので、8ページなどを見ますと、この地方法人二税の偏在の度合いですよ。これをそのままにしておくんですかと言いたくなるんです。これでしたら、東京都知事は大体の方ができるんじゃないでしょうか。苦勞要りませんよ。余計なことを申し上げましたけれども。

それから、一括交付金も大変期待しておりますが、これも突き詰めていきますと、何で地方交付税があるのに交付金にするのか突き詰めていきますと、最初から国と地方の税収を5対5にしておけばいいのではないかという考えに行き着くと思います。必ずそうなります。そのことが、本当に申し上げたいことでまいりました。

最後に具体的なことを申し上げますと、環境関連税制の導入に関しても、環境施策については、各市町村が本当に独自の工夫をして、本当にいろんな面白いことをやっているはずで、長岡市はちょっと遅れておりますけれども、そのことを是非とも評価していただきたい。それで、国と地方と一緒に環境政策をやっているという言い方ができるような政権であるは

ずだと民主党政権は思うんです。そのことを申し上げたいと思います。

それから、法人税率引上げは、地方における法人住民税というのは法人税額を課税標準としていますので、税率の引下げによりまして法人税額が小さくなりますと税収が減ります。このことは大きな影響を与えますので、国においていろんな工夫をしていただきたいということでもあります。

交付税は、先ほど申し上げました知事会の資料の8ページの偏在性を見ていただきますと、この偏在性を埋めるために、是非とも必要なことでありますから、このことも総額確保も含めてお願いしたいと思っております。

いずれにしても、市長会は国と地方の税源配分、歳入が国6：地方4、歳出が地方6：国4というのを、せめて歳入を5対5にしてくれということをやっと申し上げております。そのことは、一見国のお金がなくなって大変厳しくなることにはなるわけですが、地方が国以上に工夫してやっているということを国が評価すれば実現できることではないかと思っております。何事につけても御相談いただければ、知恵も出します。責任を負うべきところは負います。是非ともそういうお考えで、この税制もお考えいただきたいということをお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。いろいろ生意気なことを申し上げて失礼いたしました。

○鈴木総務副大臣

どうもありがとうございました。

続いて、全国町村会副会長の古木和木町長さん、お願いいたします。

○古木全国町村会副会長（山口県和木町長）

全国町村会の副会長を務めております、山口県和木町長の古木でございます。本日は発言の機会をいただきまして、まず感謝を申し上げたいと思います。全般的に税源に乏しい町村にとりまして、地方税はそこに暮らす住民が応分の負担をし、公共サービスの提供を支えるという地方自治の基礎をなす重要なものであると考えております。また、地域主権を確立するためにも、交付税とともに地方税の充実確保による財政基盤の強化が不可欠であります。このような観点からお手元に配付してあります、全国町村会の税制改正に関する意見に沿って6点ほど意見を述べさせていただきます。

初めに意見書1ページの1にあります、国から地方への税源移譲などについてであります。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国税と地方税の税源配分については、地方が担うべき事務と責任に見合うよう見直すことが重要であります。また、社会保障を始めとした地方行政を安定的に運営するため、地方消費税の充実などにより税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要であると考えております。

特に地方においては16.8兆円という、国と同様に大きな社会保障関係費用を負担していることに加え、毎年0.7兆円の自然増が見込まれる状況にあります。したがって、消費税率を引き上げる際には、地方消費税の拡充が不可欠であります。平成22年度税制改正大綱にも既

に明記されている事柄ですので、是非ともこれは実現をしていただきますよう、お願いをいたします。

2点目は意見書1ページの下にあります、個人住民税の充実確保についてであります。個人住民税は地域社会の会費という性格があり、受益と負担の関係が明確で、基幹的な税目となっております。現在、政府においては所得税の配偶者控除を始め、各種控除の在り方の検討を進められておられますが、住民税についても所得税との税体系上の整合性に配慮しつつ、今後とも安定的に確保できるよう措置していただきたいと存じます。

3点目は意見書2ページの一番上にあります、法人住民税などの充実確保についてであります。法人税率及び中小法人の軽減税率を引き下げることとなりますと、まず法人税額に対して課税している市町村の法人住民税法人税割が、大幅に減少することとなります。また、法人税の34%は地方交付税の原資になっており、町村財政に大きく影響いたします。特に地方交付税は町村にとって命綱であり、三位一体改革による地方交付税の削減は町村を犠牲にし、都市部との格差を拡大させました。その結果、地域の疲弊が深刻化し、町村の苦境は今も続いているところであります。このため、引き下げを行う場合は三位一体改革の過ちを繰り返さないよう、法人税割の税率水準や地方交付税率の引き上げを同時に行い、確実に補てん措置を講じていただきたいと存じます。

なお、これは関連いたしますが、私の町で一昨年起きたことですがけれども、法人住民税の中間納付額に関わる還付加算金は、町村財政をこの上なく圧迫をいたしますので、早急に廃止を含めた見直しを行っていただきますよう、お願いをいたします。特に財政が厳しい町村におきましては還付額を返すだけでも大変であります。加えて加算金が今、銀行利息ではとても考えられないぐらいの高率であります。是非ともこれは廃止をしていただきたいという思いであります。ボクシングで言えばパッチ、ノックの両方であごを殴られているような感じがいたしますので、これは是非とも早急に廃止をお願いします。

4点目は意見書2ページの上から2つ目にあります、固定資産税の安定的確保についてであります。固定資産税は私の町では平成20年度決算で約12億3,000万円の税収があり、全税収の74%を占めており、住民税とともに基幹的な重要な税となっております。したがって、固定資産税の税制措置や負担調整措置の在り方などの見直しを含め、今後とも安定的に税収を確保できるようにお願いをいたします。

5点目は2ページ中段にあります、ゴルフ場利用税の堅持についてであります。ゴルフ場利用税の7割は山村地域があるゴルフ場所在市町村に交付され、道路の整備改良や廃棄物の処理、防災対策などに活用されており、地域振興を図る上でも貴重な財源となっております。この税に関しては18歳未満の者や高齢者などへの非課税措置など、一定の見直しが行われてきた経緯もあり、現行制度は当然堅持されるべきだと考えておりますので、どうかよろしくをお願いをいたします。

6点目は2ページの後段にあります、地球温暖化対策税制の創設についてであります。最初に、地球温暖化対策のための税の導入に当たっては、その大前提として、これまでの地方

税財源を確実に確保することを強く求めておきます。

次はイにありますように、石油石炭税の引き上げによる地球温暖化対策のための、税の創設に当たっての地方税財源措置の創設であります。環境省、経済産業省の案では、税収の全額を国税としておりますが、地球温暖化防止を着実に推進するためには、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策など、地域の特性に応じた多様な取組みが不可欠であります。こうした地方の果たす役割を重視する観点から、地球温暖化対策のための税のうち、石油石炭税の引き上げによる部分については、一定の地方税財源を確保する仕組みを創設すべきであると考えております。

次に税の使途についてですが、環境省、経済産業省いずれの案も税の使途を二酸化炭素排出抑制対策に限定しております。しかし、京都議定書ではCO₂の6%削減目標のうち、森林整備で3.8%を吸収するという大きな比重を占めていることから、二酸化炭素吸収源対策が必要不可欠であります。したがって、税の使途は排出抑制対策だけに限定するのではなく、吸収源対策の同列に位置づけることが当然であると考えます。

更にエにあります全国森林環境税の創設であります。二酸化炭素吸収源の中で最も重要な機能を有する森林の整備・保全を強力に推進するためには、山村の活性化が不可欠です。その重要性をより明確にする観点から、全国森林環境税を是非とも創設していただきたいと存じます。また、町村は森林の整備・保全のためのさまざまな施策を実施しております。こうした町村の果たす役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合や森林面積に応じて、配分することを求めておきたいと思っております。

なお、参考までに全国森林環境税創設促進連盟の意見書を配付させていただいておりますが、これは全国568市町村と289の市町村議会が、長年にわたり取り組んでいるものであります。後ほど御覧おきください。

以上であります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○鈴木総務副大臣

どうもありがとうございました。それでは、ただいまから自由討議に入りたいと思っておりますが、始まる前から時間を申し上げて大変恐縮ですけれども、おおむね6時半には前半を終わりたいと思っておりますので、ひとつ積極的な、しかも極力短く御発言をいただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。どなたからでも結構です。五十嵐財務副大臣、どうぞ。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。私どもも地方を重視する政権として頑張っていきたいと思っております。今のところ、ただ、国の方も今プライマリーバランスという面では、地方以上に厳しい赤字財政の中にあつて、地方は黒字転換をトータルではされているとみておりますし、いろいろと今のお話の中にもコメントを挟ませていただきたいと思っております。

まず1つは5対5にというお話で、仕事は4対6で財源が6対4だというお話がありましたけれども、交付税による財政移転後は今でも既に国が約4割、地方が6割になっていると承知をいたしております。ただ、交付税の問題がありまして、私どもは交付税の財源保障機

能というのは縮小していくべきだ、むしろ地方にまさしく努力をしていただいて、片山会長代行がおっしゃったように、自らの足で立つということを更に進めていただきたい。ただ、財源の調整機能というものが必要であり、今の交付税制度がそれで十分かどうかというのは、また抜本的に考えていかなければならない問題だと承知をしております。

税率の引き上げ、個人住民税や固定資産税については、自由化が以前よりは進んでおりますから見直すこともできるわけでございますし、課税標準を見直すことも税率を引き上げることもできる範囲内でおやりをいただきたい。

課税自主権を発揮するという観点からは、長岡市長さんはもうおやりになっておられるということでございますけれども、全国的には超過課税あるいは法定外目的税というものは余り使われていないと承知しておりますので、しっかりと自ら住民の方々と御相談の上で、財源確保の努力をしていただきたいと思う次第でございます。

法人実効税率を引き下げの場合には、地方の減収にならないようにというお話、そして交付税の法定率を引き上げるようにというお話がありましたけれども、法人実効税率というときには、むしろ地方の法人課税が重いということになっているのではないかと思います。そして地方においても課税ベースを拡大していただくことを、お考えいただけないかというお願いをさせていただきたいと思う次第でございます。何かよいお知恵があったらお教えをいただきたいと思う次第でございます。

税源の交換論、法人住民税を国税の法人税に移して、消費税の一部を地方税に移すという交換論も聞こえてまいりますけれども、個人住民税など地域主権が発揮しやすい税目をむしろ強化する方がいいのではないかと、私どもは考えているところでございますが、御感想をいただければと思います。

地方環境税の創設でございますけれども、これについてはただいま党の方でも協議をされているところでございます。全体を見ないとなかなか安易に決められないということがございますので、これは地球温暖化対策において国と地方が果たしている役割を詳細に精査して、検討してから考えさせていただきたいと思っているところでございます。

環境自動車税の御提案がございました。この車体課税の抜本的な見直しについては簡素化、グリーン化、負担の軽減ということが中心でございますけれども、一方では自動車重量税をCO₂割にして地方に移譲するという案もございまして、まだ十分に精査をして論議をする余地があるのではないかと考えているところでございます。

これから社会保障に関する地方負担が大変な勢いで増えていくので、国、地方は3対2の消費税の配分を維持してほしいというお話がございました。ある意味でごもっともな要求だと思いますけれども、地方の今おやりになっているということの中には、まさに余裕のある団体がおやりになっている部分が含まれていて、その辺もよく精査をしてみないといけないのではないかと思います。

そのほかにも国の補助事業をカウントして、地方がこれだけ最終的にお仕事しているという話があったかなと思っておりまして、この辺も含めて地球温暖化対策に例えば1兆6,400

億円という数字を頂戴いたしましたけれども、事業費ベースの話に国の補助事業も入ってくかなと思いますので、この辺もよく精査をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

ただ、私どもも補完性の原理というものを重視し、シャープ勧告が、もともと地方を重視した国づくりというものを考え、それを基礎として日本の税制になってきた。一部変わってきた部分もありますけれども、そうした精神にのっとり、これらからも抜本的な国と地方の在り方を考えていかなければいけないということは、そのとおりだと思っております。ありがとうございます。

○鈴木総務副大臣

ありがとうございました。池田副大臣、どうぞ。

○池田経済産業副大臣

提案ありがとうございます。今、五十嵐さんもおっしゃいましたが、環境自動車税について一言だけ申し上げたいと思います。

今お話があったように総務省が指導といいますか、考えていると知事会の代表がおっしゃいましたが、この問題につきましては平成 22 年度税制改正大綱では、車体課税についてはエコカー減税到来時までに簡素化、負担の軽減等の方向で抜本的に見直すとなっております。大綱に書いてある負担の軽減などの観点から、産業界や経済産業部門会議も強く反対しております。年内に拙速に結論を出す必要はないと考えておまして、関係者の声に耳を傾け、議論を十分に尽くすべきではないかと思っております。

○鈴木総務副大臣

どうもありがとうございました。樋高政務官、どうぞ。

○樋高環境大臣政務官

恐れ入ります。地方自治体におきまして、環境対策に積極的に取り組まれていることにつきましては評価をさせていただきたいと思っておりますけれども、今お話がありました環境自動車税についてであります。これは国と地方の財源配分に関わる大きな課題だと承知をしているところでありますが、1点だけ申し上げさせていただきますと、本件を検討する場合には現行の自動車重量税、つまり国税でありますけれども、ここから自動車の大気汚染への対策ということで、公害健康被害者の方々への保障のための財源の一部が支出されている。約 100 億円ですけれども、このことを忘れないでいただきたい。公害健康被害者、非認定者約 4.3 万人の保障の財源になっているということを、是非検討する場合に忘れないでいただきたい。

更に申し上げるならば、CO₂のみならずNO_x、PMの排出量削減の観点も考慮していただきたいと思っております。ありがとうございます。

○鈴木総務副大臣

地方団体の皆さん方も、どうぞ御遠慮なさらずに御意見がありましたら御発言ください。まず先に石井知事、どうぞ。

○石井全国知事会地方税制小委員会委員長（富山県知事）

どうもありがとうございます。五十嵐副大臣から随分たくさん論点をいただいて、一つひとつ答えるとそれで時間切れになりますので、幾つかだけ申し上げさせていただきたいと思えます。

まず交付税を入れると6対4ではないかというお話がありました。そういう面はあると思うんですけども、私どもが申し上げているのは、なるべく地域主権型の国づくりとおっしゃるのであれば、地方税を大事にして、自分の足でできるだけ立てるように1つお願いしたいという点。

ただ、先ほど私自身も申し上げましたが、1つの泣きどころは税が例えば東京都に法人関係税であれば非常に集まる。地方税の比率を上げれば上げるほど格差が広がる可能性がありますので、そこで例えば全国知事会は5対5というのを目標にすると言っていますけれども、必ず大前提を置いて、その場合には偏在性の少ない、安定性の高い税体系を構築すべきだということですから、国から地方に税源移譲になると5対5を目指してやっていただく際に、先ほど税源交換というお話もありましたが、場合によっては例えば地方の法人課税の比率を下げ、消費課税の比率を上げるとか、そういったことをセットでやっていくことで、そうした問題は解決していくと考えているわけでございます。

先ほど個人住民税や固定資産税を地方が苦しければ上げたりするというお話も、地方の御理解のある五十嵐副大臣の言葉で、私も残念に思いますが、ただ、結局財政が勿論大都市も苦しいかもしれないけれども、やはり普通に考えると地方の税源に乏しいところが財政が一層厳しいわけで、そういうところが税率を固定資産税、住民税を上げたらどうなるか。そういうところに住む企業や住民はますますこんなところにいられるかと言って、みんな都市に移ってしまって、むしろ格差が広がってしまう

だからその点は、基本的な個人住民税とか固定資産税あるいは法人関係税なんかも基本は、勿論いろいろ事情によって超過課税をやったりするのは結構ですが、そこにすごく多くを求めるのは実は五十嵐副大臣も本当はそう思っている、それはちょっと無理なので、是非その点は御理解を賜りたい。そうしないと、ますます地方が疲弊することになりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

地球温暖化対策税については、まず党の方で議論されていることでもありますので、十分議論して対応したいということでしたが、勿論十分御議論いただきたいんですけども、ただ、今日は環境大臣政務官もおられますから、一番私どもが地方として深刻に受け止めているのは、少なくとも新政権は今後10年間で25%CO₂を減らすんだという国際公約をされているわけです。

私どもはまじめですから、本当にこれをどうやって実現するんだ。例えば規制強化みたいなことを中心にやろうというんだとしたら、日本の経済はめちゃくちゃになると思うんです。住民だって大変です。家庭だってCO₂を減らすために相当の投資をしなければ絶対に達成できるような、生易しい目標ではないです。だから私は本当に民主党がいやしくも鳩山さんが国連まで出かけてやっておられた話だから、その議論の中で本当に25%あと10年でやるの

かも含めて、しっかりした政策の整合性を持って、私ども地方とするとお国がそこまでの政策を出されるなら、私たちは地元の中小企業や住民を大事にしたいから、この25%を削減することは大変だと、補助金政策とかいろんなことをやらないと絶対にできっこないと思っていますから、真剣に要求しているので、是非ひとつ御理解を承りたいと思います。

環境自動車税についてはいろいろ御議論があるのは私も分かりますので、これは総務省が御熱心にやっておられて、私どもはなかなかいい案だと思いますけれども、それはまず政府の中で大いに議論していただいて、ただ、大きな補強としては環境損傷負担金的な性格、または財産的な性格を併せ持ったやり方をやっていこう。これも各委員の皆さん御指摘のとおりで、温暖化対策を真剣に進めるなら、そのぐらいのことは考えざるを得ないんです。そこをしっかりと考えた上でやっていただく。

私はどこかでやはりこの目標は高過ぎるなど。だからもう少し時間をかけてやっていこうということで、したがって当面地方はそこは心配するな、温暖化はじっくり少しずつやるんだとおっしゃるなら、国も地方もお互いそれはそれでそういう処方箋もあるかもしれません。しかし、我々は少なくとも立派に国際的に公約された話なんだから、私はまじめに考えるからこういうことを言っている。こういうことを是非理解していただきたいと思います。

社会保障については3対2で、地方2の7,000億、8,000億の中にはちょっとというお話もありましたが、五十嵐副大臣は10年前に、15年前はどうか知りませんが、あの三位一体改革で、これは前政権の時代ですけれども、やはり地方税3兆円と同時期に4兆円削られて、交付税5兆円削られて、私はよほど例外的なところは別にして、今の地方でそんな無駄なことに金を使っているところはほとんどないと思います。

委員の皆さんが理解しているように、私は6年前に知事になりましたけれども、2か月目に何をやったかという職員給与の引き下げをやっているんです。そうしなければつぶれる。私も400億の財源不足を引き継いだ知事だからということもありますが、ようやく400億の財源不足を100億まで減らしてきました。その間に給与を引き下げただけではなくて、一般行政の職員なんかは5年間で13.8%減らしているんです。こんなに真剣をやっている。これは富山県だけではなくて相当そういうところがあると思います。

ですから、我々は税の話はお気楽なことを言っていると思われるかもしれませんが、そうではなくて必死でやっているということを、是非御理解いただきたいと思います。

まだほかにもいろいろありますが、長くなりますからこの辺で。

○鈴木総務副大臣

それでは、森市長さん、どうぞ。

○森全国市長会会長

一言だけ申し上げますと、今のところを補強いたしますと、例えば議員定数はこの10年で、市町村は43%減らしています。国は4%しか減っていません。それから職員数も、市町村は10%減らしていますが、国は3%にすぎません。人件費に至っては、市区町村は4年間で5%減らしていますが、国は-0.1%でございます。

ですから、先ほどの御発言の中で、地方が余裕があるからいろいろ事業をやっているという御発言がありましたけれども、我々は身を削って余裕を出して子育て支援やその他のいろんな事業をやっているわけですから、それを、交付税も出す必要はありませんし、補助金も要りませんから、私はよくやっていると言ってくればいいんです。

いや、要りますけれども、少し言い過ぎですが、だけれども、一緒にやっているんですから、国も地方も一緒に同じ方向を向いて、手と手を取り合っているということがあれば、地方は勝手にやっているのではなくて、地方がそれだけやってくれているんですから国は減らしますでいいんです。

ですから、必要な補助金はいただきますし、交付税もいただきますが、前に景気対策のときに、国はこれだけやります。地方は単独でやってください。それを、借金に対する交付税措置をやりましたね。あれは国と地方を足しています。だけれども、強制するから評判が悪いんです。あれをもっと発展させればいいと私は思っています。

ですから、是非、特に厚生労働省は地方がやっている単独のいろんな仕組みを評価していただいて、それに多少の支援をしていただいたら、10倍ぐらいの事業費が出ますから、それだけ申し上げます。

○鈴木総務副大臣

どうもありがとうございます。

それでは、時間に限りがありますので、笹木さんの発言を最後にさせていただきます。

○笹木文部科学副大臣

一言だけ、なるほどと思うことがたくさんなんですが、1つだけ確認させていただきたいのは「新しい公共」ということをこの政権は非常に力説しているんですけども、公益的な活動に市民や民間からのお金が回る。その桁数を2桁、3桁と変えるためにも寄附税制の拡充、国は積極的に取り組んでいきたいと思っていますが、地方でそうした取組みとかお考えがあるかどうかだけ教えていただけたらありがたいと思います。

○鈴木総務副大臣

今のでよろしいですか。

それでは、森市長さん、どうぞ。

○森全国市長会会長

長岡市の市民協働条例を検討中でして、NPOに対する資金提供をどうするかということを実際にやっていますので、もし御相談いただいて、特区か何かで出せば「新しい公共」というものは本当に大事なことで、これが基礎自治体重視の理由になっていますから、NPOを育てるということで私どもは今、真剣に取り組んでいます。期待しておりますので、よろしくお願いします。

○笹木文部科学副大臣

分かりました。

○鈴木総務副大臣

どうもありがとうございました。

本当に議論は尽きないんですけども、時間がまいりましたものですから、ここで最後に大臣から、会長代行から一言お願いいたします。

○片山総務大臣

今日は知事さん、市長さん、それから町長さん、ありがとうございました。率直なところ、いつになくとは申し上げませんが、そういう率直なところをおっしゃっていただいてありがとうございました。十分、おっしゃったことは我々としても受け止めたいと思います。

それから、もう一度申し上げますけれども、私たちは何でもかんでも地方税の税率を引き上げてあれこれしてくださいということを私は申し上げたわけではないんです。そうではなくて、私などが理想としますのは、交付税というものはある程度ルール化をして、それを前提にして、その上で更に歳出を増加させるような要因がそれぞれの年度でありましたら、そのときは、その調整は税率でやるのが本筋ではないでしょうか。そういうものも国の方に持ち込むという話になりますと、国と自治体との財政がぐちゃぐちゃになってしまいますので、今、そういう傾向にありますので、そうではなくて、やはり交付税の方をルール化して、税率の方をいささか変動させるような、そういう財政運営というものをこれから心がけていただくのが地域主権型ではないでしょうかと私などは思うものですから、そういうことを是非、念頭に置いていただければということでもあります。

ありがとうございました。

○鈴木総務副大臣

それでは、皆さん、どうもありがとうございました。前半の部を以上で終えさせていただきたいと思います。3人の首長さんに拍手をひとつお願いいたします。

どうも御苦勞様でございました。

それでは、ここで大臣とお三方は御退室でございますので、よろしく申し上げます。

あと、司会を五十嵐副大臣の方にバトンタッチしたいと思います。

(片山総務大臣退室)

(全国知事会、全国市長会、全国町村会関係者退室)

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、26日に引き続き、農林水産省からヒアリングを行います。時間が限られておりますので、何度も申し上げて恐縮でございますけれども、時間内にメリハリのついた説明を心がけていただくよう、よろしくお願いを申し上げます。

○篠原農林水産副大臣

それでは、簡単に資料に従って説明させていただきます。まず1ページをお開きいただきたいと思います。

説明を始める前に、口蹄疫につきましては今般の臨時国会で10月21日に関係法令が可決成立いたしまして、皆、口蹄疫で困った人たちは感謝しております、私の方からも感謝を

申し上げます。

我が方の概要でございますけれども、この1ページの表を見ていただいてもお分かりいただけるとおり、右側が見直し・廃止案件でございます。積極的見直しを行いまして、数字がきちんとしたものが書いてありませんね。49件、期限が到来するものがありました。そのうち19件、主管のものが12件、つまり4割近くを廃止・見直しをしております。更に期限のないものについても主管2件の事項を廃止しております、襟を正しております。

それから、延長要望の主なものは左側にあるわけですが、30件で、主管のものが17件でございます、これは新成長戦略や我々の大事な計画であります食料・農業・農村基本計画等を踏まえたものでして、新たな措置として要求させていただくものが15件ございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

これは平成19年度からでき上がっている制度でございますけれども、今、農業者戸別所得補償というものをモデル事業としてやっているのは御存じだと思いますが、これは来年から本格実施することにしております。これで公金が行くわけですが、これを活用して農用地や農業機械等を取得して、農業経営の基盤を強化するということ。

それから、これは少し例が悪いかもしれませんが、新しく家を建てたりするときに、土地を売って、そして、その浮いたお金で新しい用途をするときに優遇税制がありますけれども、あれと似たようなものでして、今度、本格実施をするわけです。それで今、モデル事業ですが、1兆円という目標がありました。その中で5,618億円というもので、半分がこういうもので、これは民主党のマニフェストの中では事前着工されたものであると思います。それで今度、来年から本格実施して、この額も2～3割増えるので要求させていただいているわけですが、本格実施ですから併せて、農業者戸別所得補償のものとセットでございますので、これを是非2年延長でよろしく願いいたしたいと思います。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。これは皆さんよく御存じのもので、農林漁業用のA重油の免税措置でございます。

ここの3ページの表の左側のところに書いてありますけれども、漁業が33%が燃料費で、それからピーマンとかバラとか、バラは食糧ではありませんけれども、こういったものも燃料費が3割近くで、下の、これを比べていただくとわかるんですが、車とかああいうものは買い替えとかがあるから高いのはしょうがないんですけど、タクシーやトラックは全体ですと7%とか5%なんです。農業や漁業の方がずっと燃料費の割合が高い。これで非常に恩恵を浴しておるわけです。

それでいつも、今、TPPのところでも問題になるわけですが、関税をゼロにして、財政負担でやりますと農業者戸別所得補償と言われるわけですね。それはそれで一つの考え方でございますけれども、関税収入があってというものがあられるわけです。これも同じでして、これをもしなくしたりすると、それでは、やはり大変だから所得補償をしてやっていくようにしなければいけないのではないかと。これは税法上の優遇措置をいただいていますから、所得補償をしないで済んでいるわけです。そういうことで考えていただけたらありがたいのではないかと

思います。

ただ、これは問題がありまして、今、環境税のことがありましたが、環境税とバッティングして、二酸化炭素の排出量を削減したりしているときに何だというのがあると思います。これは正論で、私もエコロジストの端くれとしてそれは全く同感でございますけれども、きれいごとばかり言うておられないわけです。野党から与党になったらそういうことを考えなくてはいけないということがあるのと同様に、一生懸命働いている農家の皆さんにとっては、漁業者の皆さんにとっては、これがなくなったら漁にも出られない、施設園芸をやめなくてはいけないというのがあるわけです。

それで《A重油の適用数量の推移》というのを見ていただきたいのですが、省エネに努めております。特に農業界は木質ペレットとか、私は長野なんですけれども、剪定のやった木とか、私はもっと言いますと、おがくずでエノキダケをつくっているわけです。つまり菌床で、あれを有効活用して、あれを燃やしてというようなことを、工夫はしております、徐々に代替してきておりますので、いきなりどんと、この優遇税制措置がなくなるということは、徐々にやっておりますので、もう少し付けさせていただきたいということでございます。

3つ目で、4ページ「肉用牛の売却による農業所得の課税の特例[所得税、法人税、住民税]」です。

これはいろいろな、今日、新聞紙上をにぎわせておりましたけれども、民主党になったら筋が悪いのはぱっぱと直していくというので、代表的なもので行政刷新会議でいろいろやっておりますけれども、これは税制の中では代表的に悪いというようなことを公然と言われておりますが、これも分からないではないんです。余りにも単純ですからすぐ分かってしまうので、少しその辺は分かりやすいぐらい分かる税制であると思います。

これは裏を返せば、肉用牛の農家も大変なわけですが、それで、今の戸別所得補償は土地の広さでもって勝負がついてしまって、労働生産性が全く上がらない。国際競争力などというものも難しいわけです。そういうものに対して、園芸作物といった場合にはいろいろ工夫してできる。そして、できないものはどこかでやっていくという、あと畜産では、卵とかブロイラーはそこそこやっていけるわけです。それで大きくなって、餌をたくさんやったり放牧しなくてはならなくなるとだめになっていく。

そこに対してバックアップで、今、畜産・酪農にまで所得補償を広めなくてはならないと言っているときに、これをなくしていったら、それでは、これをなくしたはいいいけれども、所得補償でがばっと1,000億円とか2,000億円というものになっていくわけです。そういうふうにご検討いただけたらと思います。そこへ持ってきて、今、TPPで何か痛め付けているみたいなことを言っているときにこういうものをなくすと、タイミングとしては最悪の時期であると思いますので、是非3年間の完全延長をお願いしたいと思います。

それから、まだ少し時間はありますか。

○五十嵐財務副大臣

はい。もう少しあります。

○篠原農林水産副大臣

あと、5ページで「林業経営の継続等を確保するための相続等に係る税制上の特例措置〔相続税、贈与税〕」でございます。

これは、農業については長期の継続制度というものがあまして、優遇税制があまして、税金がかからない。それで林業は50年に一遍か、80年に一遍しか木を切らない。つまり収入がないのに、相続ただけで、それほどたくさん税金を払っている人はいないといえませんが、大きな林家になりますと結構な額になるわけです。同じように、こういうものは相続税、贈与税が大きな負担となっておりますので、あちらの方は、農業の場合はちゃんと農業をやろうという人たちにとすることで優遇措置を講じているわけですが、森林法に基づく計画の認定というものを要件にして、山林相続税・贈与税の納税を猶予するという、この新しい税制でございますけれども、お願いしたいと思っております。

あと、共管のものでございますけれども、6ページで、地球温暖化対策税でございます。

これは我々のところ、税収の使途についてですが、それに期待しているわけですが、先ほどA重油のところでも申し上げましたけれども、これをバイオマス等の再生可能エネルギー対策に使っていただければ、相当、農業の場合はA重油に頼らなくても済むわけで、それの方がいいわけですが、それから森林吸収源対策とか、農地土壌吸収源対策とか、木材利用拡大に使えるわけですが、これを是非よろしくお願いいたします。

そのほか、7ページには六次産業化法案というものを、今、提出させていただいているわけですが、その関係の特例の要望で、登録免許税の特例、不動産取得税の特例。

それから、8ページで卸売市場の関係のものを付け加えておりますので、後で見てくださいと思います。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

篠原副大臣、ありがとうございました。

それでは、農林水産省の要望について御質問・御意見がおありになれば、どなたからでもどうぞ、お願いします。

尾立政務官、お願いします。

○尾立財務大臣政務官

ありがとうございます。

まず、農林漁業用のA重油に対する免税及び還付措置の延長ですが、1つは、地球温暖化対策の観点から慎重に検討しなければならない課題であると思っております。

もう一個、やはり、趣旨は安価なA重油の提供ということから始まっていると思うんですが、実際、小売価格は本当に安価になっているのかということのを再検証すべきであると我々は思っております。

2点目は、もう篠原副大臣からお話もありました、この肉用牛の免税措置でございますけ

れども、これもさんざん指摘をされてきたことをございます、特定の業種に偏って、またこれは40年以上続けられているということをございますので、合理性及び有効性の観点から廃止・縮減を検討すべきであると考えております。

最後に3つ目で、新しい御要望かと思ひますけれども、林業経営の継続を確保するための税制でございます、この適用者というものが恐らくごく一部の裕福な山林所有者に限定されるのではないかと思ひております。一方で、政府全体としては民有林全体を整備していくという目標があろうかと思ひますが、その政策目標達成と、この税制との整合性をきっちり考えていかなければいけないと思ひております。

コメントをさせていただきました。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございませんでしょうか。

逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

1点だけ、もしかしたら勘違いであれば訂正をしていただきたいんですけども、8ページの「卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特別償却等の創設〔所得税・法人税、固定資産税〕」というものがあるのですが、これは昨年の税制改正大綱で、適用実績が極めて低調だから適用期限を1年間延長の上廃止をするというふうに書かれていたものとは違うのかどうか。この点だけ確認させてください。

○松木農林水産大臣政務官

一応、それとは違うそうです。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、固定資産税のところだけでも内容を教えていただけますか。固定資産税とも書いてあるものですから、ここは償却のところしか書いていないものですからね。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ、事務方、教えてください。

簡潔にお願いします。

○農林水産省事務方

固定資産税につきましては、コールドチェーン等の高度化施設の関連に関しまして2分の1の控除を創設ということで要望させていただいているものでございます。

○五十嵐財務副大臣

精査させていただきます。

ほかにございませんか。

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

少しお伺いしたいのですが、この「林業経営の継続等を確保するための相続等に係る税制上の特例措置〔相続税、贈与税〕」ですけれども、これはどのぐらいの規模の森林所有者を、

これは対象者となっていますが、どのぐらいの規模で、どのぐらいの数があるものなのか。相続税、贈与税の対象としては非常に、山林とかそういうものは価格が低いですから、これがもし対象になってくるようなことというのは相当大規模なものになってしまうように思うんですけれども、その辺り、対象はどんな状況なんでしょうか。

○篠原農林水産副大臣

それは御指摘のとおりでして、小さな薪炭林で1ha、2ha持っている人などというのは微々たるものですが、その人たちは全く心配ないわけですが、これから森林・林業再生プランというものをつくって、日本の林業を何とかしなくてはいけない。林業をちゃんとしていかななくてはいけないということでやり始めているわけですが、そのうちの中堅～大規模山林所有者は困るわけです。ですから、ここにターゲットを絞って優遇税制をする。

どれだけが対象になっているかというのは、今、きちんと出ているわけではありませんけれども、事務方からも答えていただきますが、今、想定されるのは、100ha以上の林家は全林家の0.4%で、日本に3,200戸程度あります。それで、その皆さんの持っている所有林の面積は全民有林の5.3%。大規模山林地主というものは結構多いんです。それで、面積で言いますと77万3,000haです。

この特例の適用対象者というのは約1,000で、年間30～40、減税見込額は年間4億円。ほかのところと比べれば1桁も小さいですが、それぞれの林家にとっては大問題でして、相続や何かと同時に、山をみんな手放さなくてはならない。これはかわいそうですね。

今のところはそういう意味です。

○五十嵐財務副大臣

ほかにいかがでしょうか。

○峰崎内閣官房参与

今の点ですけれども、これは林業專業者ですか。

○篠原農林水産副大臣

そうです。

林業專業というのは、農家の兼業とかというのは、これはくくっているわけではありませんから、それはほかのものをやっている人もいるかもしれません。ですから、毎年仕事があるわけではないんです。

○峰崎内閣官房参与

100haとおっしゃったということは、1km×1kmがたしか100haでしょう。そうしますと、それぐらいの規模以上というものが、今、おっしゃったような数値になるわけですか。何か、1km×1kmぐらいの山でしたら、そんなに相続税を心配するような、あるいは贈与税を心配するようなものではないのですか。

○篠原農林水産副大臣

いや、それはピンからキリまで、そういうものですからだめだったのであって、例えば五十嵐さんのところの所沢産廃銀座というものは何でできたかというのを考えてみてください。

税制の皆さんが考えないから、ああいうものをほったらかしにしたんです。

ですから、あれは 100m×100m です。たった 1 ha です。ところが、農地の優遇税制はあったんですが、林地はない。おじいさんが死ぬと産廃業者が集まってきて、全部山林ですから、中で悪いことをしても見えませんから、それで 3,000 万円とかという相続税を払えませんが、しょうがないといって、物納は国税庁は決して認めませんが、それで産廃銀座がだんだんできていったんです。

これが、安いですけども、大きい山林所有者にはそれがあって、相続のときに山を手放さなくてはならないということになってしまっているんです。これはたとえ件数は少なくても、絶対に救ってやらなくてははいけないんです。

○峰崎内閣官房参与

かねて野党時代に五十嵐さんと私で税制をやっていたときに、里山税制ということで、里山を守っていこうではないかということで、たしかあのときも相続税か何かで随分言明があったわけですが、同じですか。

○五十嵐財務副大臣

今の話は、これとは少し違うのではないかと思います。

○篠原農林水産副大臣

いや、同じなんです。里地里山は今、生物多様性条約やらいろいろやっているときに、里山と出てくるんです。それをほとんど、税制がちゃんと考えないからだめにしてしまっていたんです。これが山林にまで波及していくんです。それを防止するために先手を打って要求させていただいているんです。

○峰崎内閣官房参与

多分、私は、そういうところの問題意識は私どもも非常にかつて持ったんです。そういう産廃銀座になっているところに対する対応を何とかしなければいかぬ。ただ、それはこういう、ある一定規模以上のところの相続税や贈与税を減免するということになりますと、そうではない巨大な山林地主とかそういったところでの人たちの問題にまで実は波及してくるんです。

○篠原農林水産副大臣

いや、これは巨大な山林地主を救うのです。

○五十嵐財務副大臣

いや、例とされた所沢の例はほとんど平地で。

○篠原農林水産副大臣

違うんです。だけれども、同じなんです。税制上、相続税や贈与税のところでは全然面倒を見ていないから消えていってしまうわけです。

○峰崎内閣官房参与

分かりました。実態は、おっしゃっていることはよく分かりましたので、ありがとうございました。

○松木農林水産大臣政務官

あと、肉用牛の話ですけれども、いろいろと言われていますが、今回、口蹄疫の問題とかいろんなこともありましたので、そこら辺を少し勘案していただきたいのと、やはりこれはつくって3年サイクルですから、いずれにしても急にばさっとという話にはならないと思いますので、そこら辺はよろしくお願いします。

○五十嵐財務副大臣

よろしゅうございますか。

それでは、時間の関係もありますので、本日はここまでとしたいと思います。

次に、経済産業省からヒアリングを行います。時間が限られておりますので、再三で申し訳ございませんが、メリハリをつけて簡潔にお話をいただくよう、よろしくお願いを申し上げます。

○池田経済産業副大臣

どうもお疲れ様でございます。最後でございますが、ひとつよろしくお願いたします。

経済産業省の要望をとりまとめるに当たりまして、41団体にヒアリングをし、企業経営者や労働団体の生の声を把握いたしました。今日は、言わば産業の現場の声を代表して税制改正の要望を御説明したいと思います。

まず、A3横長の資料1を御覧ください。

要望の3つの柱には番号を付してあります。焦点といいますか「①法人実効税率の引下げ」を御覧ください。

我が国の法人実効税率は、世界最高水準の40%に高どまりしていることは、皆さん御承知のとおりです。成長戦略の柱として、まずは、法人税率5%の引下げを実現したい。経済対策のとりまとめに当たっても、総理から23年度税制改正において検討し、結論を得るように指示されているということは、皆さん御承知のとおりです。

また、中小の軽減税率についても、党のマニフェストを踏まえ、現在、10%に税率の引下げを目指したいと考えております。

次に、資料の②を御覧ください。「地球温暖化対策のための化石燃料課税の強化の検討」でございますが、税制改正大綱で地球温暖化対策のための税について、平成23年度実施に向けて成案を得るべく検討するとされております。

経済産業省としては、税制改正大綱を踏まえ、エネルギー起源、CO₂の排出抑制施策への追加的な財政需要に対応するために、地球温暖化の対策のための化石燃料課税の強化を検討したいと考えております。

次に③を御覧ください。「原料用途免税の恒久化」でございます。石油石炭税や揮発油税について、原料炭やナフサ等の原料用途は、本来、非課税であるべきと考えておまして、仮に一部でも課税されることになれば、国際的な競争条件を著しく悪化させ、関係産業の存立基盤を脅かすこととなります。経済産業部門会議の重点要望として、恒久的な非課税措置とすることを要望しております。

これら3つの柱に加えて、経済産業部門会議の重点要望や経済対策に位置づけられている措置として、④研究開発投資促進のための研究開発減税の維持、⑤アジア拠点化を推進するためのアジア本社、研究開発拠点に対する大胆な優遇税制の創設、⑥二酸化炭素排出抑制に有効な省エネ、新エネ、設備投資を促進するためのグリーン投資減税の創設などを要望しております。これは、詳細は時間の関係で割愛したいと思います。

法人実効税率の引下げについてであります。まず、一言申し上げたいのは、そもそも法人実効税率の引下げについて、課税ベースの拡大等による財源確保と併せ、23年度予算編成税制改正作業の中で検討して結論を得るとされておりますが、企業活動を活性化して成長につなげるという法人実効税率引下げの目的に照らしますと、法人税の世界の中だけで、単年度ベースでペイ・アズ・ユー・ゴーの原則を守るとするのは、目的にそぐわないのではないかと考えておりますので、申し添えたいと思います。

それでは、法人実効税率の引下げについて、五十嵐さんから租特等PTの4つの質問を踏まえ、詳細を御説明したいと思います。

A4横長の「法人実効税率引下げについて」を御覧ください。資料の1ページを御覧ください。

OECD諸国及びアジア諸国が、この10年間で法人税の表面税率を10%近く引き下げております。更にイギリスが今後4年間で4%引き下げるという話もあります。

他方、我が国は世界最高水準の40%超で高止まりしてございまして、差が10%から15%に拡大をしております。

資料の2ページを御覧ください。政策減税等を差し引いた実負担で見ても、日本は欧米よりも10%程度高いのが現実です。

製造業の例を見ると、シャープの税負担率は、36%であります。これを韓国のサムスン電子に当てはめて計算すると、実負担の違いは、シャープのいわゆる亀山第二工場の投資額に匹敵します。これが積み重なれば、企業の投資競争力に直結すると思えます。

次に、資料2の3ページを御覧ください。法人税を含む事業コストの高さが原因となって、研究開発拠点の海外流出の動きが表面化しております。サンスターは本社をスイスに、日産はマーチの生産拠点をタイに移管しました。地域の雇用に与える悪影響を懸念しているわけです。

企業の海外展開の理由について、4ページのアンケート結果を御覧いただきたいと思えます。

ここにあるように、海外展開の理由として、事業コストが4・5割、それを更に分析したのが下のグラフで、政府として引下げ可能なものは法人税の負担でありますから、これに取り組むべきであると思えます。

5ページを御覧ください。法人実効税率を国際的な水準を目指して、段階的に引き下げることが必要です。円高も相まって、企業の海外流出が顕在化しております。立地競争力の改善は、緊急の課題であることから、まずは来年度から法人税率5%の引下げを是非実現した

いと考えております。

次に6ページを御覧いただきたい。マニフェストや税制改正大綱に記載のとおり、中小企業の軽減税率を引き下げることが必要です。経済効果も大きいと存じます。73万社の黒字法人が恩恵を受け、赤字法人も経営に対して前向きになれると思います。

租特見直しPTから10月14日に4つの質問をいただいているので、回答したいと存じます。

まず、第1の論点、7ページからです。そして、8ページです。法人実効税率を引き下げてどのような効果があるのか。

8ページを御覧ください。法人税率を5%引き下げた場合の効果をおおよそ600社に対するアンケートに基づき試算をいたしました。法人税率を引き下げなかった場合との比較では、1つ、GDPを国内投資・国内回帰の効果で5.3兆円、企業のさらなる海外移転を抑制する効果で9.1兆円、合わせて14.4兆円押し上げる効果があります。これを労働生産性で単純に割り算すると、最大121万人、製造業でも69万人の雇用を維持する効果となります。

結果として、3年後で法人税収が4,800億円から6,400億円、国税全体の税収で1.15兆円の増収効果があるとの結果になりました。

こうした効果を踏まえれば、法人税率引下げが経済成長につながり、結果的に数年後に最大の税収確保につながるなどの動的な視点を持つことが重要と考えております。

以上をグラフにしたものが9ページでございます。法人税率を引き下げずに放置した場合には、赤のラインになりますが、法人税率を引き下げれば、3年後には14.4兆円押し上げられて、緑のラインになります。

次に、恐縮ですが、12ページを御覧ください。EUでは、法人税率を引き下げてもGDPに占める法人税収が増えており、法人税率引下げが増収効果を持つことの実証例となっております。

13ページを御覧ください。外国企業の呼び込みに当たり、法人税率は経営者に分かりやすく大きな影響を及ぼすと思います。諸外国の実証研究を基にすれば、5%引き下げれば、対日直接投資が15%、約8,500億円増えると推計されております。

次に、手元現預金や内部留保を増加させている状況では、法人実効税率を引き下げても効果がないのではないかというお尋ねであります。

企業が、手元現預金や内部留保を増加させている状況の中で、法人税率引下げは意味があるのかとの指摘をいただきました。

15ページを御覧ください。現預金、およそ200兆円のうち、約6割は中小企業が貸し渋り対策等で防衛的に積み上げているものです。他方、大企業が保有する現預金の額は、過去20年間ほぼ一定水準となっております。

次に、16ページを御覧ください。この10年間、企業は自己資本比率を19%から34%まで高め、欧米並みの経営体質の実現をしました。

また、17ページにあるとおり、内部留保は企業が手元現預金ではなく、事業投資として株

式保有などに費やされております。

まとめると、18 ページにあるとおり、既に日本企業の財務体質の改善は終わっております。今後は、法人税減税で、税引き後利益を増やせば、投資の拡大や賃金の増加、雇用の維持につながります。更に法人税減税は、国内投資の期待収益率を高めますので、これから始まる攻めの投資が国内に回ることが期待できると考えております。

論点 2 と論点 3 でございます。税制抜本改革の議論との関係、また、地方税を要望しない理由についてであります。19 ページにあるとおり、産業の空洞化が進みかねない状況を踏まえ、地方税に財源の目途が立たない中で、緊急に国税の法人税率 5 % の引下げを要望したものです。

最終的には、国際的水準の法人実効税率を目指すため、地方法人二税を引き下げることが必要と考えますが、その際には、地方税財政全体の在り方を議論することが必要であり、将来の課題と考えております。

なお、外形標準部分を増税し、財源として、地方法人税の所得割の部分等を下げることでも可能ではないかとの議論もあると思いますが、付加価値割の大半が人件費であり、雇用コストを増加させることになるため、雇用促進税制が検討されているこの時期に取り得ない選択ではないかと考えます。

また、社会保障負担と法人実効税率の関係について御質問をいただきました。20 ページにあるとおり、社会保険料負担を含めた日本企業の公的負担の水準は、競争相手国であるアジア各国よりも、大幅に高くなっております。まずは、特に高い水準である法人実効税率を引き下げることが急務であると考えております。

最後に、経済産業省としての財源に関する考え方を示したいと思っております。所要財源額については、平成 22 年度税収の予算ベースの数字を基に、1 兆円の財源を要すると考えています。直近の税収見込み額である 6 兆円ごとに計算したものです。

財源として、法人税関係では、租特の見直し、減価償却制度の見直し、繰越欠損金の使用制限を検討しております。

なお、租特の見直しといっても、研究開発減税やナフサ免税等に手を付ければ、産業の競争力を著しく減殺しますので、これは反対であります。

また、法人税関係以外でも財源となり得る項目があると思っておりますが、政府全体で検討をお願いしたいと思います。

これらを合計して、約 5,000~6,000 億円程度の財源を捻出し、これに税率引下げによる経済成長や企業の海外流出防止効果、ここが大事ですが、約 5,000 億から 6,000 億円程度を含めて財源としたいというのが 1 つの考えでございます。

なお、財源の具体的内容については、産業界との調整も要するため、今後、慎重に検討した上で、時期を見て提示することを考えております。

ただ、この問題については、先ほど一言申し上げたとおりでございますので、そこはしっかりと、この国の経済の浮揚のために、デフレ脱却のために真剣に考えていかなければなら

ないと思います。よろしく申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

池田副大臣、ありがとうございました。それでは、経済産業省の要望につきまして、御質問、御意見があれば、どなたからでもどうぞ。

池口さん。

○池口国土交通副大臣

②の地球温暖化対策のための化石燃料課税の強化の検討ということですが、石油石炭税を強化して、産業界の省エネ対策、私は省エネ革命が要ると思いますが、それに使うというのは、考え方としては、私は支持をしたいと思います。

ただ、一方で、自動車ユーザーにとっては、ほかの税制も調整をしないと、単純に増税になりますので、これは今まで民主党が言ったものとは違ってきてしまうので、その増税にならないような調整というのは、当然必要だろうと、私は思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

そのほか、どうぞ。

○平岡総務副大臣

2つほどありますけれども、法人実効税率引下げのところ、20ページのところに社会保障負担と法人税負担を併せたものの表があるわけですが、欧州諸国の例を見ると、ここは同じ先進国との関係でいくと、余り日本が高い水準にあるというふうには評価できないような気がするんですけれども、この点については、どのような評価をしておられるのか。アジア諸国との関係では、確かに、今、説明があったんですけれども、同じ先進国という意味での欧州諸国との関係は、どういうふうに見ておられるのかというのをお聞かせいただきたいというのが第1点。

第2点は、地球温暖化対策の化石燃料課税と原料用途免税の恒久化の話ですけれども、まず、②の方の石油石炭税の強化のときに、産業別に言うと、例えば化学会社が自分のところの燃料を自家発電で石炭でやっているというところは、かなりこの影響を受けると、しかも③のところの石炭の原料用途免税という範疇にも、なかなか入りにくいというようなことで、企業的というか、業種的にいうと、相当影響を受ける業種があると認識をしているんですけれども、そういうものに対して、経済産業省としては、どういう対応があり得ると考えておられるのか、もし、今、分かればあれですけれども、分からなければ、また、別途私の問題意識を伝えさせていただいて、御教示いただければと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

池田副大臣。

○池田経済産業副大臣

その問題意識、よく分かります。今、申し上げることは、赤と青で表示されておりますが、

社会保険料の雇用者負担というのは、1つの問題点として当然考える。しかし、我々としては、まず、ブルーの法人税率を引き下げることが重要ではないかと思えます。

それから、平岡副大臣のお尋ねの、化学工場などの自家発電ですね。これは相当石炭を使っております。実情も私は聞きましたけれども、これは配慮しなければならないというのが私の考えであります。問題意識としては、持っております。

○五十嵐財務副大臣

それでは、先に篠原農林水産副大臣、どうぞ。

○篠原農林水産副大臣

平岡さんの1点目と共通なんですけど、意見というか、考え方を聞かせていただきたいんです。4ページと20ページに関係するんですけども、4ページのところで企業が海外展開する主な理由として、事業コストのところを赤丸して、その下で税負担だと大きく丸がしてありますけれども、よくよく見ると一番は、例えば今、非鉄金属も計算しましたら、50%からちょうどいいので、人件費が1番、2番目が消費地に近いから。3番目が税負担で、一番下の電気機械も人件費が1番で、2番が消費地に近いからで、3番目が安い部品、原材料。4番目が為替で、5番目が税負担になっています。

そういうので20ページですけども、発想の転換をしていただきたい。TPPに恨みがあるから言うわけではないですが、日本はいつも受身で、これを見たら韓国、中国、台湾、インド、社会保障の雇用者負担は少ない。国の負担も絶対少ないはずですから、これは典型的な国際競争力の云々から言ったら、平等にレベルプレイングフィールドだとか言われていましたし、これはソーシャルダンピングです。そういうのをEPAとかFPAとかPPPでも何でもいいですけども、やるときに先進国の日本としてこんな低賃金労働して何も社会保障しなくていいのかどうか。これをちゃんとやれと言って、むしろ日本の標準に合わせるようにリードする方が正論ではないですか。アメリカからそんなことばかり押し付けられていますけれども、日本は中間にいてちょうどいい基準なので、そういうふうやっていった方がいいような気がするんです。そういうことも考えていただきたいということです。

○池田経済産業副大臣

全く同感です。それは勿論、1国の問題でもあるし、国際的な人々の生活というか、そういうことから言っても、今、篠原副大臣のおっしゃるとおりでございます。これは特に韓国などはわずか1.5%というのはびっくりしております。

○五十嵐財務副大臣

笹木文部科学副大臣、どうぞ。

○笹木文部科学副大臣

研究開発促進税制についても御説明がありましたが、新成長戦略でも官民合わせたGDP4%以上の研究開発投資ということ強く主張もしていますし、これは「新しい公共」と言えるかどうかは微妙ですが、結果的に国の基本的な目標に対して民間からの資金が流れるということで、是非これについては、例えば民間企業の投資を大学とかに呼び込むとか、ある

いは企業の内部留保を外に、そして透明度も増す。そんなことも含めて是非強く要望を我々もしたいと思います。

あともう一点は、資料1の表に地域の経済雇用を支える中小企業の活性化の中で、中小企業等基盤強化税制。この中に人材投資促進税制なども入っているんだと思うんですが、雇用ということで、いわゆる小泉、竹中らとは違う全国での地方での雇用とか成長を考えた場合に、生涯訓練とか、生涯教育。働きながらも生涯大学とかそういうところで学習機会、訓練機会を持つということで、これも本当に必要なことではないかと感じております。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、尾立財務大臣政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

全項目については、今後示させていただきたいと思いますが、主なものにコメントだけさせていただきます。御説明いただいた順番にやらさせていただきます。

まず、燃料用用途免税の恒久化でございますが、やはり地球温暖化対策に税というのを検討しておるわけでございます。そういう意味でCO2排出減に広く薄く課税するという観点から、やはり改めて十分に慎重に検討していかなければいけない項目だと思っております。

2番目でございますが、試験研究税制でございます。これは主に利用している業界に偏りがあるということ、そういう意味で効率性、中立性の面から検討していくべき問題だと思っております。

もう一点、平成15年度の税制改正において、法人税率を引き下げない代わりに、総額型の試験研究税制というのを導入したという経緯がございますので、もし法人実効税率を下げるのであれば、今の理屈から言うと、見直しの対象になってくるものかと思っております。

アジア拠点税制でございますが、これは内閣府さんからも先日、総合特区に係る税制ということで、同じような政策目的を持った税制が提案されておりましたので、ここの調整をしていかなければいけないと思っておりますし、今日は御説明がございませんでしたけれども、ストックオプションの特例を与えるというようなお話も出ておりますので、これは本当にそういう仕組みが実現可能なのかどうか。課税の仕組みの面から慎重に検討していかなければいけないと思っております。

最後でございますが、五十嵐副大臣からの質問に4点、真摯にお答えいただきまして、ありがとうございます。ただ、その中で8・9ページに御説明をいただきました、マクロ経済モデルと企業アンケートに基づいた経済効果をお示しいただいておりますけれども、例えば法人実効税率が下がれば、海外に出ていく企業が全くなくなるのか。こういう効果が本当にそうなるのかなということも思いますし、また経済界もそうだと言っているのか、コミットできるのかということ。事後的な検証は可能なのかどうか。それは深く議論させていただきたいと思います。

この経済効果については、企業へのアンケート、600社が基になっておるという御説明で

すので、是非その詳細について御提示いただければ、より深い議論ができるかと思っています。

12 ページでございます。EUの方では、この図でございますように、法人税率を下げた場合に税収が上向いたという図をいただいております。ただ、2003 年を見ますと、どこの国も好景気で税収が上がっておるということで、必ずしも税率を下げれば税収が上がるという相関関係は見られないのではないかと考えております。

むしろ、なぜ税収が上がったかというのはよく見てみますと、課税ベースを同時に拡大してきたという経緯もございますので、改めてその点を議論させていただきたい。

18 ページでございます。お話ですと、企業は財務体質の強化をずっとこの間進めてきておりますけれども、ほぼ企業の財務体質の強化というのは終わったのだということで、○の3 つ目で御説明をいただいております。そして、今後、内部留保が増えると、それを新規の投資や雇用のために使っていくんだという御説明なんですけれども、本当にそういう攻めの投資、とりわけ海外への投資ではなくて国内への投資に回っていくのか。この辺に非常に我々は疑問を感じておるところでございます。

最後でございますが、21 ページ。まず減収額の見積を6兆円ベースで過去最低の法人税収をベースにされておられますので、その結果、約1兆円ぐらいだろうと。この発射台が本当に今後2年、3年、4年考えていく上でいいのかどうか。まずこの議論をさせていただかなければいけないと思っております。

また、財源として想定される項目で今後経済界との対話を通じて詰めていかれるということなんですけれども、幾つか項目を挙げていただいたのはすばらしいことだと思うんですけれども、是非その中身を具体的にお示しいただきたい。その1兆円の半分は、今お話のあった経済効果による増収で賄うということなんですけれども、そもそも先ほど申し上げましたように疑問を持っておりますので、必要財源の半分がこの経済効果の発露によるものかどうかであるならば、もっとこれは真剣に議論していかないといけないと思っています。

以上です。たくさん申し上げました。

○五十嵐財務副大臣

今後、議論を深めていきたいと思えます。どうしても話しておきたいことだけある方。

経産副大臣、どうぞ。

○池田経済産業副大臣

たくさんおっしゃって、いちいちお答えをしてもいいんですが、余り時間がないので一部だけ申し上げます。

効果測定については、600社、アンケート調査をして、しかもその波及的なものも計算をして出しているということを申し添えたいと思えます。

いろいろおっしゃった中で、今の御発言で引かかるのは、経済のダイナミズムというのは考えなければならない。単年度税収を取ってそれで償えばいいのではなくて、やはり経済のダイナミズムというか、動的とこの文章では言うておりますが、そういう視点が大変重

要であるということを強調したい。単に収支を相償えばいいとか、大変財源について尾立さんは評価していただきましたけれども、その前に私が申し上げた前提があるんです。そういう点も是非。むしろこちらの方をよく考えていただきたい。そのことを最後に申し上げたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。時間の関係もありますので、本日はここまでとしたいと思います。委員の皆様、本日は長時間にわたり、御苦勞様でございました。なお、会計検査院より税制に関し必要な改善を求めるものとして、先週から今週にかけて意思表示がなされておりますので、御報告いたします。

中小企業に対する軽減税率と中小企業向けの租税特別措置のそれぞれについて、財務大臣及び経済産業大臣に対して意見表示がありました。具体的には、こうした軽減税率や租税特別措置の適用を受ける中小企業の中に、大企業の平均所得金額を超えるなど、多額の所得を得ていて財務状況が脆弱とは認められないものが見受けられることから、制度の趣旨に照らして、中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲を検討するなどの措置を講ずるよう、10月26日に意見表示がなされました。

また、還付加算金に関してですが、財務大臣に対し、法人税及び消費税の更正によって生ずる中間納付額等の還付金に係る還付加算税について、原則として確定申告期間後においては付さないようにするよう、10月20日に意見表示がなされました。

これらにつきましても、本調査会において、平成23年度税制改正の議論の中で検討する必要があると考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

次回、11月2日の税制調査会は、まず日本経団連、日本商工会議所、連合、日本税理士会連合会からのヒアリングを行います。その後、本日に引き続き、各府省からのヒアリングを行います。時間は午後5時30分～午後7時40分ごろまで、本日と同じ場所で開催しようと考えております。次回会合はお手元に配付している要領で行います。お手元の資料を御覧ください。時間が限られておりますので、メリハリのついた説明を心がけていただき、時間厳守でお願い申し上げます。

先ほども申しました日本経団連、日本商工会議所、連合、日本税理士会連合会、警察庁、金融庁、外務省、財務省、国土交通省、環境省、防衛省でございます。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。なお、傍聴されている記者の皆さんに申し上げますが、記者会見は間もなくこの場所で行います。会見に参加されない方は、速やかに退室願います。

本日は散会いたします。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、

速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。